

定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第 2 条 この土地改良は、小田奈良須両池土地改良区という。
2. この土地改良区の認可番号は、香川県 2 3 6 号である。

(地 区)

第 3 条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち、土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

高 松 市 川 部 町
高 松 市 岡 本 町
高 松 市 円 座 町
高 松 市 西 山 崎 町
高 松 市 檀 紙 町
高 松 市 中 間 町
高 松 市 飯 田 町
高 松 市 成 合 町 原 又
高 松 市 御 厩 町

(事 業)

第 4 条 この土地改良区は、土地改良事業計画・定款・規約及び管理規定及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

- (1) 小田池・奈良須池・御厩池の改良並びに維持管理
 - (2) 地区内にあるため池及び用水路の新設改良並びに維持管理
 - (3) 地区内農道の新設改良並びに維持管理
 - (4) 前各号施設の災害復旧工事
2. この土地改良区は、前項第 1 号、2 号、3 号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。
3. この土地改良区は、国営土地改良事業及び関連県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合はこれを受託する。
4. この土地改良区は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で多面的機能支払に係る活動組織に参画し、保全向上活動を行なう。
5. この土地改良区は、第 1 号から第 4 号までの事業を行なうにあたり、当該活動組織からその事務及び調査・設計業務を委託される場合はこれを受託する。

(事務所の所在地)

第 5 条 この土地改良区の事務所は、高松市川部町 3 5 5 番地 1 に置く。

(公告の方法)

第 6 条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2. 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知、又はホームページに掲載するものとする。

第 2 章 准組合員及び施設管理准組合員

(准組合員等たる資格)

第 7 条 次に掲げる者は、この土地改良区の准組合員となることができる。

- (1) この土地改良区の地区内にある土地の所有者であって、組合員でないもの
 - (2) この土地改良区の地区内にある土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者であって、組合員でないもの
2. 次に掲げる団体その他の者であって、この土地改良区の地区内において土地改良施設の管理に関連する活動を行うものは、この土地改良区の施設管理准組合員となることができる。
- 一 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う広域活動組織、活動組織又はこれらの構成員
 - 二 農地・農業用水等の資源保全活動、造成施設の保全管理活動、農村環境保全活動、住民参加型直営施工活動、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等の地域貢献活動を行う団体その他の者

(准組合員等の加入)

第 8 条 この土地改良区の准組合員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならない。

- (1) 准組合員になろうとする者の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在及びその資格に係る権利種類
 - (3) 准組合員になろうとする者に、法定代理人、後見人又は保佐人があるときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (4) 自ら又は第三者を利用して第 11 条第 1 項第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する行為を行わないことの確約
2. 前項の場合において、准組合員になろうとする者がその資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、加入申込書に第 3 8 条の書面を添付しなければならない。
3. この土地改良区の施設管理准組合員になろうとする団体その他の者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならない。
- (1) 施設管理准組合員になろうとする個人の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地、その他の者にあつては、その名称、

住所及び代表者の氏名)

(2) 自ら又は第三者を利用して第 11 条第 1 項第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する行為を行わないことの確約

4. 前項の場合においては、加入申込書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 個人以外のものにあつては定款又はこれに代わるべき書類

(2) 土地改良施設の管理に関連する活動の実績又は計画を記載した書面

5. この土地改良区は、第 1 項又は第 3 項の加入申込書を受け、これを承諾したときは、書面をもってその旨を申込者に通知し、組合員名簿に記載するものとする。

(資格変動の申出)

第 9 条 准組合員及び施設管理准組合員（以下「准組合員等」という。）は、前条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定により提出した書類の記載事項に変更があつたとき又は准組合員等たる資格を失い、若しくはその資格に変動があつたときは、直ちにその旨をこの土地改良区に申し出なければならない。

(准組合員等の脱退)

第 10 条 准組合員等は、60 日前までに、予告して脱退することができる。この場合において、准組合員がその資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしているときは、第 38 条の書面を提出しなければならない。

2. 准組合員等は、次に掲げる事由によって脱退する。

(1) 准組合員等たる資格の喪失

(2) 死亡又は解散

(3) 除名

3. この土地改良区は、准組合員が脱退したときは、その旨をその准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の組合員に通知しなければならない。

(准組合員等の除名)

第 11 条 准組合員等が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によってこれを除名することができる。この場合には、総会の日から10日前までに当該准組合員等に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 賦課金の納入又は土地改良施設の管理への協力その他この土地改良区に対する義務の履行を怠ったとき。

(2) この土地改良区の事業を妨げる行為をしたとき（第三者を利用してしたときを含む。以下この項において同じ。）

(3) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの土地改良区の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの土地改良区の信用を失わせるような行為をしたとき。

(4) 暴力的な要求行為をしたとき。

(5) 法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。

(6) 前各号に準ずる行為をしたとき。

2. この土地改良区は、准組合員等の除名を議決したときは、その理由を明らかにして、その旨をその准組合員等に通知しなければならない。

(総代会)

第 12 条 この土地改良区の総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代会の定数)

第 13 条 総代の定数は 46 人とする。

(総代会の選挙)

第 14 条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2. この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第 15 条 総代の任期は、4 年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。
ただし、土地改良法（以下「法」という。）第 23 条第 4 項において準用する法第 29 条の 3 第 1 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2. 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第 16 条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第 17 条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度 1 回 3 月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第 18 条 組合員が、総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から 20 日以内に総代会を招集しなければならない。

(議決方法の特例等)

第 19 条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、連携管理保全計画の認可の申請、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止合併、解散、組織変更、法第 83 条の 2 第 3 項の規定による権利義務の承継その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 20 条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに 20 日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の 3 分の 1 以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第 21 条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(准組合員等の意見の陳述)

第 22 条 准組合員等は、総代会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

2. 前項の規定により、総代会において意見を述べようとする准組合員等は、総代会の会日の 10 日前までに、当該意見の内容を明らかにして、当該総代会に出席する旨をこ

の土地改良区に申し出なければならない。

3. この土地改良区は、やむを得ない理由により前項の申出をした准組合員等の一部を総代会に出席させることが困難なときは、これらの准組合員等に対して、書面により意見の提出を求めることができる。

(総 会)

第 23 条 第 18 条から前条までの規定は、総会について準用する。

第 4 章 役 員

(役員の定数)

第 24 条 この土地改良区の役員定数は、理事 8 人及び監事 3 人とする。

(役員の選挙)

第 25 条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2. この定款に定めるもののほか、役員選挙に関し必要な事項は、役員選挙規程で定める。

(理 事 長)

第 26 条 理事は、理事長 1 人を互選するものとする。

第 27 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2. 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(事務の決定)

第 28 条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 29 条 監事は少なくとも、毎事業年度 2 回、この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2. 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第 30 条 役員の任期は 4 年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし、土地改良法(以下「法」という。)第 29 条の 3 第 1 項 2 及び法第 134 条第 2 項の規定による改選、並びに法第 136 条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2. 前項但し書に規定する選挙が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項但し書の規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第 31 条 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動した時は、その職を失う。

第 5 章 経 費 の 分 担

(経費分担の基準)

第 3 2 条 第 4 条第 1 項第 1 号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、地積割に賦課する。

2. 第 4 条第 1 項第 2 号より、第 4 号までの事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、各地域ごとに地積割に賦課する。
3. 前 2 項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。
4. 前項により難い特別の事情がある区域内の土地については、総代会が特に定める基準により賦課することができる。

(負担金及び分担金)

第 3 3 条 この土地改良区は、法第 9 0 条の規定に基づき国営土地改良事業の負担金を負担する。

2. 前項の負担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき各地域ごとに地積割に賦課する。

第 3 4 条 この土地改良区は、法第 9 1 条の規定に基づき県営土地改良事業の分負担金を負担する。

2. 前項の負担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき各地域ごとに地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 3 5 条 前 3 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課金徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は総代会で決める。

(夫役の履行)

第 3 6 条 夫役を賦課されたものは、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2. 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(准組合員による賦課金等の分担の申出)

第 3 7 条 准組合員が、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、その組合員の同意を得て、賦課金及び夫役現品の分担方法並びにその分担を開始する時期を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。

(賦課金等の分担方法の変更の申出)

第 3 8 条 准組合員は、賦課金及び夫役現品の分担方法を変更し、又は分担を終了しようとするときは、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員の同意を得て、変更した分担方法を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。

(准組合員による賦課金等の分担)

第 3 9 条 准組合員が、第 3 7 条の申出をしている場合には、第 3 2 条から第 3 6 条までの規定により組合員に対して賦課すべき賦課金及び夫役現品は、その申出に係る分担方法

に応じて、その組合員及び准組合員に対して賦課する。

(組合員間による賦課金等の分担の申出)

第40条 他の組合員の資格に係る農地につき所有権を有する組合員又は所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする組合員が、当該他の組合員の同意を得て、当該農地に係る賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、第37条から前条までの規定を準用する。

(特別徴収金)

第41条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において、当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第42条 この土地改良区は、法第90条の2及び第91条の2の規定に基づき、国営土地改良事業及び県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2. 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第43条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第44条 第32条、第33条、第34条、第39条、第41条又は第42条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金額を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭(14.6%/年)の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料200円を過怠金として徴収する。

2. 前項の滞納金及び過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。
3. 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定により、これを減免することができる。

(土地改良施設の管理への協力)

第45条 この土地改良区は、第4条第1項各号の事業に関し、施設管理准組合員に対し、その土地改良施設の維持管理への協力を求めることができる。

2. 前項の規定による土地改良施設の管理への協力の時期、内容及び方法は、総代会で定める。

第6章 雑 則

(事務局及び委員会)

第46条 この土地改良区の事務を処理するため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として事務局を置く。

2. この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置くことができる。
3. 理事長は、前2項に規定する事務局又は委員会ごとに担当理事を定める。

(加 入 金)

第47条 新たに土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき、加入金を徴収する。

2. 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第48条 前条の規定による加入金・法第43条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮精算金及び換地計画において定める精算金については、第44条第30条の規定を準用する。

(基本財産)

第49条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2. 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

3. この土地改良区は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるための資金を、前項の基本財産として積み立てるものとする。

(財産分配の制限)

第50条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第51条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

2. 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(事業年度)

第52条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第53条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2. この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委 任)

第54条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 1. この変更定款は、昭和52年12月7日より施行する。 | 香川県告示第903号 |
| 1. この変更定款は、昭和56年7月7日より施行する。 | 中部第506号 |
| 1. この変更定款は、昭和60年10月21日より施行する。 | 中部第713号 |
| 1. この変更定款は、平成7年3月13日より施行する。 | 中部第833号 |
| 1. この変更定款は、平成13年5月15日より施行する。 | 中部第71号 |
| 1. この変更定款は、平成26年10月16日より施行する。 | 東土改第51946号 |
| 1. この変更定款は、平成29年5月15日より施行する。 | 東土改第13389号 |
| 1. この変更定款は、令和2年8月31日より施行する。 | 東土改第32543-1号 |
| 1. この変更定款は、令和3年6月3日より施行する。 | 3東土改第15996号 |
| 1. この変更定款は、令和8年4月20日より施行する。 | 8東土改第18684号 |